

災害時における生活必需物資の調達に関する協定

香川県（以下「甲」という。）と、公益社団法人愛媛県紙パルプ工業会（以下「乙」という。）とは、災害時における生活必需物資の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は地震、津波、風水害、その他の大規模災害（香川県国民保護計画に定める「武力攻撃事態」及び「緊急対処事態」を含む。）が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害等」という。）において、甲から乙に対して生活必需物資の調達に関して、その必要な手続き等を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する生活必需物資の供給を要請することができる。

- （1） 香川県内に災害等が発生し、又は災害等が発生するおそれがあるとき。
- （2） 香川県以外において災害等が発生し、又は避難住民に対する物資の供給が必要であり、国若しくは他の都道府県から物資の調達のあっせんを要請されたとき。

2 甲の要請の方法は、乙に対し、別紙様式1により、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭、電話その他の方法で要請し、事後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の種類）

第3条 前条の物資の種類は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- （1） トイレットペーパー
- （2） ティッシュペーパー
- （3） ウェットティッシュ
- （4） その他甲が指定する物資

（実施）

第4条 乙は、甲から物資の調達の要請を受けたときは、その会員等をして速やかに供給を行うものとする。

2 乙は、協定の実施に当たる会員等を選定した場合は、甲に対し、別紙様式2により、その状況を報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがないときは、口頭、電話その他の方法で報告し、事後速やかに文書を交付するものとする。

3 乙は、前項の規定により物資の供給を実施した場合は、甲に対し、別紙様式3により、その状況を報告するものとする。

（物資の引渡し）

第5条 物資の引渡しは、原則として甲が指定する場所において行うものとする。ただし、乙による運搬が困難な場合は、状況に応じ物資の運搬方法及び引渡し場所等を、甲乙協議の上、決定するものとする。

2 物資の引渡しの際は、引渡し場所に甲の職員を派遣し、物資を確認の上、受領又は返還を行うものとする。

3 甲は、前項の職員を甲の指定する者に代行させることができる。

（経費の負担）

第6条 甲は、調達した物資の代金及び供給に伴う運搬等に要した費用を負担する。なお、経費の算出方法については、災害等発生直前時における適正な価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

2 甲は乙に対し、前項の代金及び費用を、乙からの請求に基づき、速やかに支払うものとする。

（通知等）

第7条 甲と乙は、この協定の履行にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに、別に定める別紙様式4により相手方に通知するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に通知するものとする。

（車両の通行）

第8条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように配慮するものとする。

（情報交換・防災訓練）

第9条 甲及び乙は、この協定に基づく物資の供給が災害時において迅速かつ円滑に行われるよう、平時から相互の連絡体制についての情報交換及び必要な訓練を適時行うよう努めるものとする。

（協定期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、甲、乙いずれからも意思表示がないときは更新されたものとし、以降も同様とする。

（雑則）

第11条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成30年2月13日

甲 香川県高松市番町四丁目1番10号
香川県
香川県知事

浜田 恵造 

乙 愛媛県四国中央市川之江町4084番1
公益社団法人愛媛県紙パルプ工業会
会 長

服部 正 